

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【安城市】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>日本語教育適応学級担当教員連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市教育委員会学校教育課 ・市内各校及び各小中学校日本語適応教室担当教員 ・日本語初期指導教室事業委託業者 <p>の3者で適宜連絡を取り合いながら児童生徒の指導にあたっていく。</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育適応学級担当教員連絡会 <p>安城市教育委員会、各校の日本語適応教室担当教員、日本語初期指導教室事業委託業者の3者で適宜連絡を取り合いながら児童生徒の指導にあたった。</p> <p>(2)拠点校の設置等による指導体制の構築</p> <p>《日本語適応指導教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校29校中、22校(うち15校に加配教員あり)に日本語適応指導教室を設置し、日本語教育が必要な児童生徒の指導にあたった。 <p>《日本語初期指導教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の小学校2会場において、日本語初期指導教室を開設した。業務委託として、各会場で普通教室2部屋を使用し、学年や習熟度に応じて2～3グループに分けて指導を行った。 ・各会場の定員は15名で、指導者は各会場それぞれ3名ずつ配置し、各会場少なくとも1名ずつ教員免許状を有する者が担当した。 <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <p>具体的な活動内容</p> <p>4月 日本語教育担当者会 各校において日本語教育を担当するものを集め、日本語教育の進め方、「特別の教育課程」の編成と実施方法、個別の支援計画の作成・評価の仕方、日本語初期指導教室の運営等を説明するなどした。</p> <p>毎月 日本語初期指導教室(2か所)において、個別の指導計画に基づいた指導状況を共有した。</p> <p>(4)成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者への各校の取り組みや成果の報告 ・情報の共有 <p>(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>市内の2つの小学校に設置する日本語初期指導教室2教室へ、6名(各教室3名)の指導員を派遣した。</p>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校同士、各校と日本語初期指導教室の取組状況や情報を共有することで、新たな指導方法を各校が取り入れることができ、日本語初期指導教室後の各学校での接続の向上につながった。 <p>(2)拠点校の設置等による指導体制の構築</p>

- ・各校の日本語教育が必要な児童生徒のうち、日本語や教科学習の理解度に応じて、各校の教員が日本語適応教室や入り込み授業(TT)で指導にあたった。
- ・特に、国語の学習では、平仮名や片仮名の習得、文章を読んだり書いたりする学習を個々の能力に応じて進めていった。
- ・日本語の理解度がまだ低い児童生徒にとっては、一斉授業では授業についていけなかったり、質問をしづらかったりするが、少人数での日本語適応指導教室では、児童生徒が分からない時に、その都度質問できるので、集中して学習に取り組むことができていた。
- ・日本語教育が必要な児童生徒が多い学校では、対象児童生徒が100人を超える学校もある。転編入等で人数も流動的で、加配教員が配置されているとはいえ、受け持つ時間も増加傾向にある。
- ・特別な支援を要する児童生徒もあり、その対応も必要になってくる。
- ・教員数を増やすことは実質難しいため、各学校間で指導方法等を共有し、指導の質を上げていくことが必要であると感じている。
- ・日本語初期指導教室の授業において、指導者と児童生徒の仲立ちをすることで、日本語習得がより確実にになった。
- ・設置教室が2校であることや人数制限があることにより、通室したくてもできなかつたり、遠くの教室に通わなければいけなかつたりする児童生徒もいた。事業費の関係もあり、すぐに解決することは難しいが、通室を希望する児童生徒を、一人でも多く受け入れていく方法を検討していきたい。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・各校の取組を共有することで、これまでの取組の見直しにつながった。どの学校でもそれぞれの児童生徒の実態に応じた特別の教育課程が編成され、個別の支援計画に基づいた実践ができた。
- ・日本語初期指導教室後の各学校での接続の向上につながり、学習理解が進んだ。
- ・外国籍の在籍人数によっても、取組方法は大きく変わるが、在籍が多い学校は様々な取組をしていっている。そういった学校の有効な取組や市内各校で共有し、実践していけるようにしていきたい。

(4) 成果の普及

- ・日本語初期指導教室への理解へとつながり、今後さらなる取組の充実が図られるきっかけとなった。
- ・今後、各校の有効だった取組等を口頭での報告ではなく、紙媒体でまとめて各校に配付する方法も考えていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・小グループでの学習を行うことにより、個に応じたきめ細かな学習支援と、生活指導を行うことができた。通室希望者が増加していることから、指導員の増員を図ることで、学びの質の維持をしていく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	40人 (15校)	7人 (3校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		40人 (15校)	7人 (3校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語初期指導教室設置校が市内に2校のため、遠距離等の理由から通学(通室)ができない児童生徒も存在する。そのような児童生徒のために、安全な通学方法や保護者が送迎に困らない方策、設置校の増設等を検討する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。